

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和４年１月２７日（木）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和4年1月27日(木) 午後4時00分 から 4時27分

2. 開催場所 セタナ町役場 第3会議室

3. 出席委員(13人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(2人)

6番	阿	部	紹	子
9番	大	羽	孝	志

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第1号 農地法第18条の規定による通知について
第4	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
第6	議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
第7	議案第5号 農地法第5条の規定による許可について
第8	議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について (農業委員会等に関する法律第31条該当)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西	田	良	子
農地係長	小	池	秀	樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第8回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦労様でございました。

今年ももう1月末ということで、1年の内の1ヶ月が過ぎようとしてございます。本当に1年が早いように感じております。

会長

一昨年のちょうど本日から、北海道で新型コロナの感染者が出て、ちょうど2年目にあたるというニュースがございました。

そういったなかで、本日もコロナの感染者が増え、北海道全体で2,800人を超えるのではないかとテレビで報道になってございました。

会長

農業関係全てにおいても、自分たちの生活においてもコロナの影響が出ているわけでございます。

そういったなかで昨日農協の会合がございました。ホクレンが来て色々説明があったなかで、全ての資材が5月から高騰するみたいですが、特に肥料は商社もなかなか提供できないような状態になっているようです。

なのでほとんどの資材関係が高騰し、餌に関しては国産を使わないと間に合わない状態になっています。

会長

また本日の新聞によりますと、米と乳製品は大打撃と。

米においては40万9千トン在庫がかさあげをして、乳製品につきましても在庫が非常に増えているそうです。

年末年始の廃棄処分というかたちはなんとか逃れましたが、春になりおそらく乳量もまた増えてくるときに、また色々対策を講じなければならないのか非常に心配されるところでございます。

会長

米も今在庫を抱えているなかで、少々の生産調整をしたうえで、また今年も米の収量が多かった場合どうなるのか。

米に関してはななつぼしが安値になったなど、そういう情報が入ってきており、あまり良い情報が無いわけでございます。

会長

そして原油価格も高騰して、北海道の平均で168円、全国的には170円を超えています。この原油価格も下がる見通しがまるっきり無く、今後農家も大変きつい農業経営になっていくのかなと思ってございます。

会長

そういったなかで良いニュースかは分かりませんが、北海道の企業でございますニトリホールディングス。

中国から多くの家具や日用品を船便で輸入していますが、本日から帰りの

会長 便に北海道産のななつぼしを積んで出航します。当初は無料で配り食べてもらって中国市場でニーズの調査を行い様子を見るようです。
中国の反響を見ながらニーズが合えば、輸出に向けてニトリホールディングスが一役買うのかなと思っています。

会長 もう一つ述べておかなければならないのが交付金の問題でございます。
牧草の交付金単価が今まで反3万5千円を頂いていたところが今度は1万円になり、1番影響が心配されているのが牧草関係です。
本日の協議会の中で資料を配りますが、新聞報道で出ている内容はほとんど変わらないと思います。

会長 それでは、本日は案件が議案第6号まででございます。皆様に慎重な審議をよろしくお願いいたしまして、長くなりましたが挨拶に代えさせていただきますと思います。

事務局長 ありがとうございます。本日6番阿部委員、9番大羽委員より欠席の届け出を受けております。只今の出席委員は13名で定足数に達しております。したがって、せたな町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。

せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長 「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、14番松崎代理、1番渥美委員を指名いたします。この指名は、第8回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長 「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について】

議長 「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について」を

議長

議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による通知について。

農地法第 18 条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。令和 4 年 1 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 1 ページをご覧ください。

番号 1 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[]、[] さん。所在につきましては []、[]、[]、[] の計 4 筆、面積が [] m²、解約理由につきましては、後継者に経営移譲するためでございます。

事務局

2 ページをご覧ください。

番号 2 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[]、[] さん。所在につきましては []、[]、[] の計 4 筆、面積が [] m²、解約理由につきましては、農地保有合理化事業のためでございます。

事務局

以上につきましては、土地引渡日の 6 ヶ月前以内に合意されており、農地法第 18 条第 1 項第 2 号に該当し、知事の許可を要しないことから、受理が適当と考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

議案第 1 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

議長

【日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】

「日程第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 2 ページをご覧ください。

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定による農地について、その使用貸借権の設定申請があったので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。令和 4 年 1 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 3 ページをご覧ください。

番号 1 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 21 筆、内、田が 17 筆 [REDACTED] m²、畑が 4 筆 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は親子間の使用貸借、期間につきましては許可の日から 3 年間、こちらの理由につきましては、農地を後継者に使用貸借するためでございます。

事務局

4 ページをご覧ください。

番号 2 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

所在につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 22 筆、内、田が 17 筆 [REDACTED] m²、畑が 5 筆 [REDACTED] m²、面積が合わせまして [REDACTED] m²、契約内容は親子間の使用貸借、期間につきましては許可の日から 3 年間、こちらの理由につきましては、農地を後継者に使用貸借するためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 2 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

議長

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について】

議長

「日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 3 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。令和 4 年 1 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 7 ページをご覧ください。

番号 1 番。利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。利用権設定等に係る土地につきましては、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXの計 4 筆、面積が XXXXXX m²、利用目的は普通畑、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては、2022 年 1 月 27 日から 2025 年 1 月 26 日までの 3 年間、単価が XXXXXX 円、賃貸価格が XXXXXX 円、新規でございまして。

事務局

8 ページをご覧ください。

番号 2 番。利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。利用権設定等に係る土地につきましては、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXの計 6 筆、面積が XXXXXX m²、利用目的は水田、こちらは賃貸借でございまして、期間につきましては収量を安定させるために、2022 年 1 月 27 日から 2027 年 1 月 26 日までの 5 年間、単価が XXXXXX 円、賃貸価格が XXXXXX 円、継続でございまして。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

議案第 3 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 6 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について】

議長 「日程第 6 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 4 ページをご覧ください。
議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。
農地法第 4 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、
その転用申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ
意見聴取する。令和 4 年 1 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料 9 ページをご覧ください。
番号 1 番。申請者につきましては、XXXXXXXXXX、XXXXXXさんで
ございます。転用の許可を受けようとする土地につきましては、XXXXXXXXXX
XXXXXX、XXXXXX、XXXXXX の計 3 筆、現況地目が畑、面積が XXXXXX m²、転用の目
的につきましては、スギの植樹、本数につきましては 1,300 本でございます。
転用事由の詳細につきましては、当該地は水はけが一部悪く、土地の形状
が台形で狭く大型機械が入らず生産性が劣り、申請者の代わりに耕作する者
がおらず、また離農するため植林し土地の保全管理をするためでございます。
位置図につきましては 13 ページ、14 ページの図 1、図 2 に掲載しており
ます。

事務局 また当該地は農業振興整備計画による農用地区域内農地ではありますが、
除外の手続きが進められており、3 月末には除外される見込みであります。
本事業は植樹であります、申請地以外に所有地がありませんので、他に
適した土地は無いものと考えます。以上でございます。

議長 はい、説明が終わりました。
議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可について】

議長

「日程第7 議案第5号 農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案5ページをご覧ください。
議案第5号 農地法第5条の規定による許可について。
農地法第5条の規定による農地について、北海道農業会議への意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので、許可を行う。令和4年1月27日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料15ページをご覧下さい。
番号6番でございます。こちらにつきましては昨年の11月29日の第6回総会におきましてご審議いただき、北海道農業会議へ意見聴取した内容でございます。

事務局

転用の目的につきましては、農業用機械格納庫の建設、転用期間は許可日から永久、貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。
令和3年12月21日付けで、北海道農業会議から許可相当の回答を得ましたことから、許可してよろしいものと考えます。

事務局

続きまして資料の21ページをご覧ください。
番号7番でございます。こちら先ほどと同じく昨年の11月29日の第6回総会におきましてご審議いただき、北海道農業会議へ意見聴取した内容でございます。

事務局

転用の目的につきましては、農業用倉庫の建設、転用期間は許可日から永久、貸主が[REDACTED]、[REDACTED]さん。借主が[REDACTED]、[REDACTED]さんでございます。
こちらにつきましても令和3年12月21日付けで、北海道農業会議から許可相当の回答を得ましたことから、許可してよろしいものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議長

議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)】

議長

「日程第 8 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)」を議題といたします。

議長

農業委員会等に関する法律第 31 条に該当する内容でございます。議事参与制限がございます。当該委員におかれましてはよろしくお願いいたしますと思います。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 6 ページをご覧ください。

議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。令和 4 年 1 月 27 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料 27 ページをご覧ください。

番号 1 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、地目は畑、面積が [] m² の内 [] m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が [] m²、保安区域が [] m²、採取数量が [] m³、転用期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 20 日、位置図・配置図につきましては、31 ページ、32 ページの図 7、図 8 のとおりでございます。

事務局

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございまして、転用は原則不許可でございますが、例外理由に農地に復元されるものに限り、3

事務局	年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は期間が1年以内の砂利採取で、採取後の復元も計画されていますことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上でございます。
議長	はい、説明が終わりました。 議案第6号について質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決定されました。
議長	以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第8回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 2 月 24 日

会議録署名委員

14番 松崎 豊

1番 渥美 光成

議長 原田 喜博